

## 島根原子力発電所 2号機の新規制基準適合性審査合格後の県・市の対応について

令和3年11月22日

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条に基づき、平成25年11月21日付で中国電力から県に事前報告のあった島根2号機の新規制基準適合性審査申請について、県は同年12月17日、中国電力に対して最終的な意見を留保すると回答した。

県は、安全協定に基づく最終的な意見の提出にあたり、国と中国電力から審査結果等について説明を受け、住民及び県原子力安全顧問の意見を聴き、米子市・境港市の意見を聴き、県議会とも協議し、その意向を踏まえて総合的に判断する。

### 1 中国電力からの審査合格報告（9月15日）

令和3年9月15日の原子力規制委員会で島根2号機が新規制基準に適合したことを示す審査書が決定されたこと（審査合格）を受け、県、米子市及び境港市（以下「県・市」という。）は中国電力から報告を受けた。

県・市から中国電力に対して、審査内容の住民や議会等への丁寧な説明を要請するとともに、安全協定の改定協議の再開等について要請を行い、了承を得た。

### 2 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）の開催（9月15日）

県・市の首長（知事、米子市長、境港市長）が中国電力から島根2号機の審査合格の報告を受け、今後の対応について以下のとおり確認した。

- ・中国電力に対して、審査結果に関する住民、議会、自治体への説明を求める。
- ・安全協定の改定について協議を再開する。中国電力から納得ができる回答が得られなければ、再稼働判断に影響を与える。
- ・再稼働判断について、住民及び県原子力安全顧問の意見をよく聴き、議会とも協議し、県・市が緊密に連携をとり、対応していく。

### 3 資源エネルギー庁長官からの説明（9月16日）

資源エネルギー庁長官から知事に対して、島根2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受け、再稼働に求められる安全性が確認されたことから、再稼働を進めていくと説明があった。

知事から、再稼働を進めると一方的に言われても当惑するだけであり、十分な財源のない中で事故時のリスクを負う周辺自治体の厳しい状況を訴えた。また、事前了解について立地自治体と同等に扱うよう中国電力を指導するよう求めた。

### 4 県・市の首長による現地視察（10月6日）

県・市の首長が島根2号機の新規制基準対応や安全対策の実施状況を確認するため、現地視察を行った。

## 5 審査結果検証プロジェクトチーム会議の開催（4回開催）

県・市の行政職員が中国電力と国から島根2号機の審査結果やエネルギー政策について説明を受け、質疑を行った。

開催日	テーマ	説明者
10/7	地震や津波に関する審査結果の確認・検証	中国電力
10/12	設計基準事故対策に関する審査結果の確認・検証	中国電力
10/21	重大事故対策に関する審査結果の確認・検証	中国電力
11/15	エネルギー政策に関する確認・検証	資源エネルギー庁

## 6 県原子力安全顧問による検証

### (1) 県原子力安全顧問による現地視察（10月17日）

原子力安全顧問による現地視察を行い、特に安全性と専門性の高い対策について、重点的に確認を行った。

### (2) 県原子力安全顧問会議の開催（11月8日）

県原子力安全顧問会議を開催し、国から島根2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策について説明を受け、質疑を行った。

### (3) 県原子力安全顧問会議の開催（11月17日）

県原子力安全顧問会議を開催し、顧問がこれまでに確認した内容について分野別に総括を行い、顧問会議意見を県に提出した。

## 7 議会への説明

県・市の議会が国と中国電力から島根2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策、島根原発の概要と必要性について説明を受け、質疑を行った。また、県議会常任委員会による現地視察を行った。

- 県議会議員全員協議会（10月8日）
- 県議会地域づくり県土警察常任委員会による現地視察（10月11日）
- 米子市議会全員協議会（11月11日）
- 境港市議会（11月12日）

## 8 住民への説明

### (1) 中国電力主催住民説明会（境港市10月15日、米子市10月18日）

米子市、境港市の住民が中国電力から島根原発の概要、安全対策、新規制基準適合性審査の状況等について説明を受け、質疑を行った。

### (2) 県・市主催住民説明会

県・市の主催による住民説明会を開催し、国と中国電力から島根2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策、島根原発の概要と必要性について説明を受け、質疑を行った。また、避難先となるエリアを対象に、県・市から避難計画の説明を行い、質疑を行った。

開催日	エリア	会 場	説明者	参加人数
10/24	米子市	米子市文化ホール	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	109人
10/30	境港市	SANKO 夢みなとタワー	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	69人
11/18	県東部	とりぎん文化会館	規制庁（録画映像）、県・市	27人
11/23（予定）	県中部	ホテルセントパレス倉吉	規制庁（録画映像）、県・市	—
11/24（予定）	県西部	県西部総合事務所	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	—

**（３）米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員による現地視察  
（米子市 10 月 18 日、境港市 10 月 28 日）**

米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員（以下「2市安対協委員」という。）が島根2号機の新規制基準対応や安全対策の実施状況を確認するため、現地視察を行った。

**（４）県原子力安全対策合同会議の開催（11月8日）**

2市安対協委員が国と中国電力から島根2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策、島根原発の概要と必要性について説明を受け、質疑を行った。

**（５）県原子力安全対策合同会議の開催（11月22日）**

2市安対協委員に対して、県原子力安全顧問会議の県に対する意見を説明し、委員の意見を聴取した。

**9 安全協定改定協議会の開催（3回開催）**

県・市、中国電力の実務者レベルによる「島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会」を開催し、安全協定の立地自治体と同等の文言への改定や原子力防災に係る財源措置等について協議を行った。

開催日	内 容
10/5	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定を求める4項目の確認と早期改定の求め</li> <li>確認事項（改定が長期行われなかった理由、「（事前了解権が）立地自治体固有の規定」とする発言の解釈）</li> </ul>
10/22	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定については「規定（文言）を見直す」との発言</li> <li>確認事項に対する回答</li> </ul>
11/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>4項目のうち2項目（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡、現地確認）について、「協定を改定する」と回答</li> <li>原子力防災財源への協力について、「一定の継続性をもった仕組みとする方向で協議を行う」との発言</li> </ul>